

令和6年第2回市議会定例会提出予定議案の概要

- 令和5年度東海市継続費繰越計算書について

(一般会計)

創造活動・歴史文化交流施設整備事業

国の補正予算により追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため

翌年度繰越額 909,859,000円

- 令和5年度東海市繰越明許費繰越計算書について

(一般会計)

- (1) コンビニエンスストア交付システム修正事業

関係機関との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため

翌年度繰越額 2,160,000円

- (2) 住民基本台帳システム修正事業

関係機関との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため

翌年度繰越額 20,210,000円

- (3) 戸籍情報システム修正事業

関係機関との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため

翌年度繰越額 8,340,000円

- (4) 障害福祉システム修正事業

国においてシステム修正に係る処遇改善のスケジュールが翌年度に繰り越されたため

翌年度繰越額 2,145,000円

- (5) 職員人件費（低所得世帯緊急支援給付金給付費（住民税均等割のみ課税世帯分））

国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため

翌年度繰越額 1,390,000円

- (6) 低所得世帯緊急支援給付金給付事業(住民税均等割のみ課税世帯分)
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 141,310,000円
- (7) 職員人件費(低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費(住民税均等割のみ課税世帯分))
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 570,000円
- (8) 低所得子育て世帯緊急支援給付金給付事業(住民税非課税世帯分)
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 5,060,000円
- (9) 低所得子育て世帯緊急支援給付金給付事業(住民税均等割のみ課税世帯分)
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 9,350,000円
- (10) 新型コロナウイルス感染症予防接種事業
新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 7,384,825円
- (11) 前田橋維持補修事業
国の補正予算で補助採択された事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 21,584,600円
- (12) 横須賀高校前横断歩道橋維持補修事業
支障となる電線の移設に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 43,111,400円

- (13) 狭あい道路整備事業
地権者との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 28,237,341円
- (14) 南柴田8号線始め2路線道路改良事業
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了し
なかったため
翌年度繰越額 102,000,000円
- (15) 西御門3号線始め4路線道路改良事業
地権者との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 4,990,000円
- (16) 西知多道路大田インターチェンジ1号線始め3路線道路新設事業
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了し
なかったため
翌年度繰越額 314,701,811円
- (17) 信濃橋橋りょう改良事業
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了し
なかったため
翌年度繰越額 4,000,000円
- (18) (仮称)新木田橋整備事業
関係機関との協議に日数を要し、年度内に本工事が完了しなかったため
翌年度繰越額 86,373,200円
- (19) 名和駅西地区都市計画図書等作成事業
関係機関との協議に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 4,840,000円
- (20) 名和駅西地区地籍調査事業
国の補正予算で採択された事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しなかつ
たため
翌年度繰越額 14,212,000円

- (21) 横須賀地区まちづくり検討事業
関係機関との協議に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 6,612,000円
- (22) 加木屋中部土地区画整理事業特別会計繰出金
物件移転補償の遅延により起債対象工事が完了しなかったため
翌年度繰越額 17,500,000円
- (23) 横須賀駅西通線街路整備事業
地権者との調整に日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 2,673,000円
- (24) 養父森岡線街路整備事業
国の補助事業として追加実施する事業で、経費の性質上年度内に事業が完了し
なかった等のため
翌年度繰越額 1,747,808,084円
- (25) 新駅周辺等整備事業
国の補正予算で補助採択された事業で、経費の性質上年度内に事業が完了しな
かった等のため
翌年度繰越額 2,009,337,300円
- (26) 公園長寿命化事業
四阿の製品選定及び製作に日数を要し、年度内に本工事が完了しなかったため
翌年度繰越額 11,222,300円
- (27) 芸術劇場舞台設備改修事業
制御関連機器の納入に日数を要し、年度内に本工事が完了しなかったため
翌年度繰越額 3,190,000円

(加木屋中部土地区画整理事業特別会計)

- (1) 道路・排水路等整備事業
物件移転補償の遅延により事業が完了しなかったため
翌年度繰越額 174,679,300円

(2) 物件移転補償事業

移転先の工事の遅延等に伴い、移転が完了しなかったため

翌年度繰越額 16,671,620円

・ 令和5年度東海市水道事業会計予算繰越計算書について

(1) 配水管布設替工事（大田町後浜新田地内）

東海太田川駅西土地区画整理事業の造成計画との調整に時間を要したため

翌年度繰越額 17,028,000円

(2) 配水管布設替工事 その98（名和町三ツ屋始め3地内）

民間事業者との調整に時間を要したため

翌年度繰越額 29,274,300円

・ 令和5年度東海市下水道事業会計予算繰越計算書について

(1) 下水道面整備工事（29-1工区）（名和町後西始め3地内）

管布設作業時に水砕が確認され、工期に遅れが生じたため

翌年度繰越額 91,454,690円

(2) 下水道面整備工事（29-2工区）（名和町三ツ屋始め3地内）

民間事業者との調整に時間を要したため

翌年度繰越額 81,063,800円

(3) 大田川第7雨水幹線管渠整備工事(富木島町東広始め2地内)

同施工地における県の工事との工程調整により、工期内での施工が困難なため

翌年度繰越額 200,324,300円

(4) 汚水10号幹線管渠整備工事（大田町天尾崎地内）

施工条件が変更となり、工法変更の再検討が必要となったため

翌年度繰越額 133,320,000円

(5) 管渠整備事業負担金太田川駅西土地区画整理事業(大田町後浜新田始め3地内)

施工方法の検討に時間を要したため

翌年度繰越額 267,059,748円

- (6) 管渠整備事業負担金加木屋中部土地区画整理事業その1 (加木屋町辻ヶ花始め
2地内)
施工に支障となる補償物件の移転に時間を要したため
翌年度繰越額 1, 854, 527円
- (7) 管渠整備事業負担金加木屋中部土地区画整理事業その2 (加木屋町辻ヶ花始め
4地内)
施工に支障となる地下埋設物の撤去に時間を要したため
翌年度繰越額 22, 553, 397円
- (8) 管渠整備事業負担金加木屋中部土地区画整理事業その3 (加木屋町辻ヶ花地内)
施工に支障となる補償物件の移転に時間を要したため
翌年度繰越額 15, 023, 040円
- (9) 管渠整備事業負担金加木屋中部土地区画整理事業その4 (加木屋町鈴井田始め
2地内)
施工区域内に設置されている電柱の移設に伴う関係者協議に時間を要したため
翌年度繰越額 1, 962, 679円
- (10) 管渠整備事業負担金加木屋中部土地区画整理事業その7 (加木屋町鈴井田始め
2地内)
施工に支障となる補償物件の移転に伴う地権者との協議に時間を要したため
翌年度繰越額 1, 351, 201円
- (11) 元浜ポンプ場再構築工事委託(令和4年度協定分)
工事資材の調達に時間を要したため
翌年度繰越額 45, 694, 187円
- (12) 天寶ポンプ場再構築工事委託(令和4年度協定分)
工事資材の運搬路の地元調整に時間を要したため
翌年度繰越額 482, 815, 000円
- (13) 天寶ポンプ場ポンプ増設工事委託(令和5年度協定分)
国費の追加交付決定が3月にあり、増額変更したため
翌年度繰越額 274, 024, 000円

(14) 浄化センター再構築工事委託(令和5年度協定分)

工事資材の調達に時間を要したため

翌年度繰越額 87,091,000円

・ 損害賠償の額の決定に関する専決処分（その3）について

(1) 概要

令和6年（2024年）3月6日（水）午前9時30分頃、ごみ集積場所の違反ごみ回収業務を行うため、荒尾町宮裏の路地を北進中に右折しようとしたが、車両右側部分を外壁のブロック塀に接触させたもの

事故は、市側に過失があるため、相手方のブロック補修工事費201,300円を全額賠償することで内諾を得たもの

(2) 損害賠償額

201,300円

(3) 賠償の相手方

東海市 個人

(4) 専決処分年月日

令和6年（2024年）4月19日

・ 損害賠償の額の決定に関する専決処分（その4）について

(1) 概要

令和6年（2024年）3月5日（火）午後0時35分頃、高横須賀町辰巳屋敷地内で発生した救急救助活動中において、誤って隣室のベランダ窓ガラスを破壊してしまったもの

事故は、市側の現場確認を怠る過失があるため、相手方のベランダ窓ガラス修理費等98,990円を全額賠償することで内諾を得たもの

(2) 損害賠償額

98,990円

(3) 賠償の相手方

大府市 法人

(4) 専決処分年月日

令和6年（2024年）4月26日

・ 損害賠償の額の決定に関する専決処分（その5）について

(1) 概要

令和6年（2024年）2月15日（木）午後7時30分頃、東海市立名和中学校の屋内運動場の夜間開放を使用するために相手方が北側駐車場に車で入ろうとした際、前方を走行していた車の重量で駐車場出入口のグレーチングが跳ね上がり、相手方の車の底部に衝突したものの

事故は、市側に瑕疵があるため、相手方の車両修理費253,611円を全額賠償することで内諾を得たもの

(2) 損害賠償額

253,611円

(3) 賠償の相手方

東海市 個人

(4) 専決処分年月日

令和6年（2024年）5月9日

・ 東海市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、特定個人番号利用事務における利用特定個人情報の利用への変更等をするため、改正するもの

・ 東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

加木屋中部地区計画が都市計画決定されることに伴い、当該都市計画において定められる地区整備計画に関する事項を建築物に関する制限として定めるため、改正するもの

- ・ 東海市下水道条例の一部改正について
 下水道使用料の改定及び一般使用における従量使用料の区分の追加等をするため、改正するもの

- ・ 東海市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
 東海第7負担区に係る負担金の額の追加をするため、改正するもの

- ・ 加木屋調理場食缶消毒保管機の取得について
 - (1) 取得物件
食缶消毒保管機 5台
 - (2) 納入場所
東海市加木屋町倉池6番地 東海市立学校給食センター加木屋調理場
 - (3) 取得金額
金25,300,000円
 - (4) 契約の相手方
名古屋市 中村区名駅南三丁目13番20号
株式会社中西製作所 名古屋支店
 - (5) 納入期限
令和6年(2024年)8月31日

- ・ しあわせ村健康ふれあい交流館温浴室等改修工事(建築工事・週休2日制工事)
 請負契約について
 - (1) 工事名
しあわせ村健康ふれあい交流館温浴室等改修工事(建築工事・週休2日制工事)
 - (2) 工事場所
東海市荒尾町西廻間地内
 - (3) 契約金額
金234,190,000円

(4) 契約の相手方

東海市加木屋町鈴井田 27 番地の 1

株式会社シンキ・コーポレーション

・ 旧青少年センター解体工事（週休 2 日制工事）請負契約について

(1) 工事名

旧青少年センター解体工事（週休 2 日制工事）

(2) 工事場所

東海市大田町細田地内

(3) 契約金額

金 251,240,000 円

(4) 契約の相手方

東海市高横須賀町町新田 36 番地の 8

株式会社オームラ組

・ 冬至池南線始め 3 路線道路改良事業に係る損失補償請求に関する和解について

(1) 事件概要

都市計画道路名古屋半田線街路整備事業に伴い、市道が嵩上げとなることによる影響を受ける土地に対して、平成 27 年度に損失補償契約を締結した。当該損失補償契約において、一部未履行となっている部分の補償金の請求について、裁判所から提示のあった内容で和解するもの

(2) 損失補償の額

12,509,314 円

(3) 事件当事者

原告 名古屋市 個人 2 名

被告 東海市

- 令和6年度東海市一般会計補正予算（第1号）

補正前の額 59,163,000千円

補正額 472,548千円

計 59,635,548千円

- 令和6年度東海市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の額 9,345,370千円

補正額 16,110千円

計 9,361,480千円

- 令和6年度東海市水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

補正前の額 2,359,270千円

補正額 -8,680千円

計 2,350,590千円

イ 支出

補正前の額 2,280,460千円

補正額 -9,080千円

計 2,271,380千円

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

補正前の額 716,380千円

補正額 -32,020千円

計 684,360千円

イ 支出

補正前の額	1, 363, 470千円
補正額	-60, 730千円
計	1, 302, 740千円

・ 令和6年度東海市下水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 収益的収入

ア 収入

補正前の額	5, 183, 600千円
補正額	-10, 700千円
計	5, 172, 900千円

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

補正前の額	4, 152, 270千円
補正額	-446, 340千円
計	3, 705, 930千円

イ 支出

補正前の額	5, 434, 860千円
補正額	-446, 340千円
計	4, 988, 520千円

・ ハラスメント防止対策特別委員会の設置について

議会におけるハラスメント行為を防止するための対策を行う特別委員会を設置するもの

・ 人権擁護委員の候補者推薦について

現委員の柳田礼子氏、森本良夫氏、小野偉稔氏、石原和幸氏及び妹尾利恵氏が令和6年9月30日に任期満了となるため、その後任者について議会の意見を求めるもの